

障害を理由とする差別の解消を推進するための
条例のあり方について 〈中間最終報告〉

(案)

平成 27 年〇〇月

仙台市障害者施策推進協議会

第1章 検討の経過

- 1 諮問と基本的な考え方
- 2 検討の進め方
 - 2-1 仙台市障害者施策推進協議会における検討
 - (1) 臨時委員の追加
 - (2) 協議会の開催状況
 - (3) 差別事例検討部会の設置
 - (4) その他の取り組み
 - 2-2 障害当事者・家族の参画による検討
 - (1) 障害者団体等との意見交換会
 - (2) 差別事例・配慮があつて助かった事例の募集
 - 2-3 市民の参画による検討
 - (1) コロン・カフェ（障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるカフェ）の開催
 - (2) 障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるシンポジウム
 - (3) 中間案に関する市民説明会の開催
 - 2-4 事業者等からの意見聴取
 - (1) 障害者の人権擁護等に関する事業を実施している機関の調査
 - (2) 事業者団体等への説明・意見聴取
 - (3) 関係事業者等へのグループインタビュー
- 3 論点の整理
 - (1) これまでの取り組みから得られた差別解消の視点の整理
 - (2) 条例のあり方を検討する論点

第2章 障害を理由とする差別の解消のあり方について

- 1 はじめに
 - (1) 仙台市における障害者保健福祉の取り組み
 - (2) 仙台市における障害を理由とする差別の現状
 - (3) 差別が生じている要因等
 - (4) 差別解消に必要なこと
 - (5) 市民との協働による独自の条例づくり—実効的な差別解消への取り組みへ
- 2 障害を理由とする差別の解消における理念について
 - (1) 目指すべき社会像
 - (2) 差別解消の理念
 - (3) 共生社会を実現するために必要なこと
 - (4) 仙台市の福祉のまちづくりの歴史
 - (5) 複合的に差別を受けやすい障害のある女性や児童の視点
 - (6) 罰則規定

- 3 「差別」の定義について
 - (1) 条例が対象とする障害者
 - (2) 差別に該当する行為
 - (3) 主体ごとの差別に該当する行為の取扱い
 - (4) 不当な差別的取扱いを規定する分野の考え方
- 4 市・事業者・市民の役割について
 - (1) 市の役割
 - (2) 事業者の役割
 - (3) 市民の役割
- 5 障害による差別を解消するための取り組みについて
 - (1) 差別解消のための啓発等
 - (2) 理解者・サポーターの養成
 - (3) 交流の場の拡大
 - (4) コミュニケーション意思疎通の支援の充実
 - (5) 就労支援の充実
 - (6) 障害者の政策形成過程への参画の推進
 - (7) 障害者保健福祉施策の総合的な推進
- 6 相談支援体制について
 - (1) 差別に関する相談のニーズ等
 - (2) 仙台市における相談支援に関する社会資源
 - (3) 障害者の相談支援の実際
 - (4) 先行自治体における相談体制
 - (5) 相談窓口に求められる機能等
 - (6) 紛争解決の仕組み
 - (7) 他機関との連携や地域におけるネットワークづくり
- 7 条例の見直し規定について
- 7.8 条例の名称について
- 8.9 障害の表記について
- 9.10 結び

第3章 障害を理由とする差別の解消を推進するための条例（中間素答申案）

- 1 前文
- 2 目的
- 3 定義
- 4 基本理念
- 5 市、事業者、市民の責務や役割
- 6 不当な差別的取扱いの禁止等
- 7 合理的配慮の提供
- 8 基本的な施策
- 9 差別に関する相談等

第1章 検討の経過

1 諮問と基本的な考え方

仙台市障害者施策推進協議会は、平成26年6月25日に、奥山仙台市長から、障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の制定にあたり、そのあり方について諮問を受け、これまで検討を進めてきた。

仙台市からは次のような考え方が示された。

- 障害を理由とする差別の解消を推進し、共生する社会を実現したい。
- このことは、国を挙げて障害者権利条約への批准に向けての取り組みを進めていることからわかる通り、世界的な流れの中での取り組みである。
- 仙台市としても、障害のある人の自立と社会参加がこのまちで大きく前進していくように、そのための条例を作りたいと考えている。
- 単に条例をつくるにとどまらず、世の中の人々が障害を理由とする差別の問題を深く受け止め、自分たちの暮らしの中でどういう風実践していけるかというところまで踏み込んでいかないと意味のある条例にはならない。
- そのためにも、障害のある市民も障害のない市民も、条例づくりのプロセスにともに関わっていくことが重要であることから、どのように作り上げていくことが望ましいかということについても、協議会において十分に議論してほしい。

これらのことを踏まえ、協議会では、条例のあり方を検討するにあたり、次の二つの点を基本的な考え方として検討を行うこととした。

- ① 障害者本人や家族のニーズを踏まえた条例づくりを進める。
- ② 障害者への差別の解消に対する市民の関心を高め、幅広い理解を得ながら進める。

2 検討の進め方

基本的な考え方に基づき、仙台市における障害を理由とする差別の現状や課題の把握、差別解消に必要な視点等を整理するため、協議会における検討に加え、障害当事者・家族の参画による検討、市民参画による検討、事業者等からの意見聴取の4つの方向から取り組みを行った。

中間案についても、それぞれの分野から意見聴取できるよう、様々な取り組みを行った。

【これまでの取り組みの概要】

仙台市障害者施策推進協議会における検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時委員の追加（障害当事者委員、地域関係者等） ○ 協議会での検討（12回開催） ○ 差別事例検討部会の設置 ○ 学習会の実施、先進事例の視察
障害当事者・家族の参画による検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者団体と意見交換（平成26年7月～8月：12団体（計130名）、平成27年5月～7月：17団体（計112名）） ○ 差別事例・配慮が得られた事例の募集（平成26年7月～8月：計722件）
市民参画による検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ コロン・カフェの開催（14回開催、延750名参加） ○ シンポジウムの開催（平成26年12月：102名、平成27年10月：150名）
事業者等からの意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者団体や権利擁護等関係機関への説明・ヒアリング（延31ヶ所） ○ グループインタビュー（平成27年2月：交通、労働、商工・不動産：13団体（計19名）） ○ 事業者団体への中間案の説明等（13団体）

（平成27年11月30日現在）

2-1 仙台市障害者施策推進協議会における検討

(1) 臨時委員の追加

協議会には、当初より障害当事者が参加しているが、障害を理由とする差別の現状を把握し、必要な取り組みを検討するためには、なるべく多くの障害種別の当事者が入ることが必要であることから、障害種別の異なる8名の障害当事者が臨時委員として参加した。

また、差別解消の取り組みを推進するためには、地域で支援者になる人や法的な支援が必要であることから、事業者や地域団体、弁護士などを臨時委員として迎え検討を行った。

【協議会委員名簿】

No.	役職	委員名	所属・職名
1	会長	阿部 一彦	東北福祉大学教授
2	副会長	大坂 純	仙台白百合女子大学教授
3	委員	赤間 宏	仙台市教育局特別支援教育課長
4	委員	市川 義直	社会福祉法人共生福祉会常務理事
5	委員	岩館 敏晴	国見台病院院長
6	委員	川村 和久	かわむらこどもクリニック院長/仙台市医師会理事
7	委員	桔梗 美紀	株式会社ジョイヤ代表取締役
8	委員	久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
9	委員	黒龍 和子	NPO法人みどり会運営委員
10	委員	坂井 伸一	株式会社エイジェックフレンドリー仙台支店
11	委員	佐々木 智賀子	みやぎ脳外傷友の会七夕代表
12	委員	白江 浩	宮城県難病相談支援センター長
13	委員	鈴木 清隆	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事（H27.4.1～）
	委員	八木 伸善	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事（～H27.3.31）

No.	役職	委員名	所属・職名
14	委員	鈴木 直子	西仙台歯科医院院長/仙台歯科医師会副会長
15	委員	高羽 秀幸	仙台公共職業安定所職業相談部長 (H27. 4. 1～)
	委員	小山 弘幸	仙台公共職業安定所職業相談部長 (～H27. 3. 31)
16	委員	中嶋 嘉津子	仙台市障害者スポーツ協会専務理事 (H27. 7. 1～)
	委員	相澤 新弥	仙台市身体障害者福祉会会長 (～H27. 6. 30)
17	委員	中村 晴美	社会福祉法人わらしべ舎理事長
18	委員	中村 祥子	NPO法人グループゆう理事長
19	委員	目黒 久美子	宮城県自閉症協会会長
20	委員	諸橋 悟	やまとみらい福祉会特別養護老人ホーム抱優館八乙女施設長
21	臨時委員	赤間 俊孝	仙台商工会議所中小企業支援部長
22	臨時委員	柴田 糸子	仙台市民生委員児童委員協議会障害児者福祉部会部会長
23	臨時委員	菅原 伸哉	仙台市聴覚障害者協会事務局長
24	臨時委員	杉山 裕信	誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会代表
25	臨時委員	高橋 望	株式会社ヨークベニマル仙台愛子店
26	臨時委員	高橋 秀信	仙台市視覚障害者福祉協会会長
27	臨時委員	高山 健司	一般社団法人宮城県経営者協会事務局長 (H27. 6. 25～)
	臨時委員	川瀬 郁朗	一般社団法人宮城県経営者協会事務局長 (～H27. 6. 24)
28	臨時委員	千葉 照之	全国膠原病友の会宮城県支部運営委員
29	臨時委員	橋浦 治郎	みやぎ脳外傷友の会七夕当事者会代表
30	臨時委員	橋本 治子	仙台弁護士会
31	臨時委員	畑中 彩華	株式会社かんぼ生命保険東北エリア本部
32	臨時委員	早坂 洋子	みやぎ盲ろう児者友の会会長

(2) 協議会の開催状況

協議会においては、ワークショップであるココロン・カフェや障害者団体との意見交換会など、様々な取り組みを通して仙台市における障害を理由とする差別の現状と課題の把握を行い、差別解消に必要な視点の整理を行った。整理された視点を踏まえ、5つの論点、「差別解消の理念」、「差別についての定義」、「市民・事業者・行政の役割」、「障害による差別を解消するための取り組みのあり方」、「差別に関する相談支援体制のあり方」について検討を行った。

【協議会の開催状況】

回	日時	内容
1	平成 26 年度 6 月 25 日(水) 18:30～20:30	○ 条例のあり方について諮問 ○ 今後の進め方
2	9 月 5 日(金) 18:30～22:00	○ 臨時委員委嘱 (障害当事者) ○ 障害者団体等との意見交換会の実施報告 ○ 委員による障害を理由とする差別事例等の発表 ○ 先進地調査の実施結果 ○ 今後の検討の進め方 (案)

回	日 時	内 容
3	10月10日(金) 18:30~20:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前回協議会の意見等に関する振り返り ○ 障害を理由とする差別事例等の募集結果 ○ 社会資源調査の結果 ○ 委員による障害による差別の解消に向けた意見発表等 ○ ココロン・カフェ、シンポジウムの実施
4	1月9日(金) 18:30~20:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時委員委嘱（事業者・地域関係者等） ○ 前回協議会の意見等に関する振り返り ○ ココロン・カフェ、シンポジウム、学習会の実施報告 ○ 論点の整理(案) ○ 今後の進め方、スケジュール（案） ○ 差別事例検討部会設置、事業者等へのグループインタビューの実施、第3回及び第4回ココロン・カフェの実施
5	3月20日(金) 18:30~20:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ ココロン・カフェ、事業者等へのグループインタビューの実施報告 ○ 差別事例検討部会における検討状況等の報告 ○ 論点の整理と今後の進め方（案） ○ 第5回及び第6回ココロン・カフェの実施 ○ 条例の理念等
6	平成27年度 4月27日(月) 18:30~20:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ ココロン・カフェ、差別事例検討部会の実施報告 ○ 障害者団体等との意見交換の実施 ○ 前回協議会の意見等に関する振り返り ○ 「差別」についての定義
7	5月27日(水) 18:30~20:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ ココロン・カフェ、差別事例検討部会の実施報告 ○ 第7回及び第8回ココロン・カフェ、障害者団体との意見交換会の実施 ○ 前回協議会の意見等に関する振り返り ○ 障害による差別を解消するための取り組みのあり方
8	6月23日(火) 18:30~21:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ ココロン・カフェ、差別事例検討部会、障害者団体との意見交換会の実施報告 ○ 前回協議会の意見等に関する振り返り ○ 相談支援体制のあり方
9	7月28日(火) 18:30~21:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ ココロン・カフェ、差別事例検討部会、障害者団体との意見交換会の実施報告 ○ 前回協議会の意見等に関する振り返り ○ 論点を踏まえたこれまでの議論の整理について（案）
10	8月27日(木) 18:30~20:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ ココロン・カフェ、差別事例検討部会の実施報告 ○ 前回協議会の意見等に関する振り返り ○ 障害を理由とする差別を解消するための条例のあり方について(中間報告)
11	9月15日(火) 18:30~21:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ ココロン・カフェ☆スペシャルの実施について ○ 前回協議会の意見等に関する振り返り ○ 障害を理由とする差別を解消するための条例のあり方について(中間報告)
12	9月25日(金) 18:30~21:20	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前回協議会の意見等に関する振り返り ○ 障害を理由とする差別を解消するための条例のあり方について（中間案）

回	日 時	内 容
13	11月30日(月) 18:30～	○ 前回協議会以降の実施事業について ○ パブリックコメントに実施結果について ○ 最終報告案について

(3) 差別事例検討部会の設置

差別解消のためには、何が差別にあたるか共有する必要があることが、論点整理の中で浮かび上がった。条例（差別解消の取り組み）を仙台市の実情に合ったものとするため、協議会に差別事例検討部会を設置し、収集した差別事例の分析を行った。

得られた成果については、協議会の議論の資料にするとともに、市民に分かりやすい事例集としてまとめることとした。

【差別事例検討部会委員名簿】

委員名	所属・職名
大坂 純	仙台白百合女子大学教授
川瀬 郁朗	一般社団法人宮城県経営者協会事務局長
佐々木 智賀子	みやぎ脳外傷友の会七夕代表
杉山 裕信	誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会代表
中村 祥子	NPO法人グループゆう理事長
橋本 治子	仙台弁護士会
早坂 洋子	みやぎ盲ろう児者友の会会長

【差別検討部会の開催状況】

回	日 時	テ ー マ
1	平成26年度 1月27日(火) 18:30～20:30	・ 部会長、副部会長の選出 ・ 差別事例の検討（「交通分野」）
2	2月17日(火) 18:30～20:30	・ 差別事例の検討（「商品・サービス提供」、「医療」、「不動産取引」、「就労・労働」、「教育」、「福祉サービス」）
3	3月3日(火) 18:30～20:30	・ 差別事例の検討（「行政」、「建物・道路・駐車場」、「情報・コミュニケーション」） ・ 差別解消の理念
4	平成27年度 4月16日(木) 18:30～20:30	・ 事例集について
5	5月22日(金) 18:30～20:30	・ 事例集について
6	6月16日(火) 18:30～20:30	・ 事例集について
7	8月19日(水) 18:30～20:30	・ 事例集について

(4) その他の取り組み

国・他の地方公共団体における取り組みを検討の参考とするとともに、障害を理由とする差別について理解を深めるため、協議会職員や一般市民、職員等を対象にした学習会や、先進地視察を行った。

【協議会委員等を対象にした学習会】

回	日時	テーマ	講師	対象
1	平成 26 年度 7 月 22 日(火) 18:30~20:30	障害者の権利条約及び障害者基本法、障害者差別解消法の概要	障害者施策推進協議会 会長 阿部 一彦	委員 職員
2	8 月 25 日(月) 18:00~20:00	さいたま市におけるノーマライゼーション条例制定までの取り組みと今後の課題等について	さいたま市障害者政策委員会委員長 平野 方紹 氏	委員 市民 職員
3	11 月 17 日(月) 18:30~20:00	事例検討 ・収集した事例によるグループワーク	障害者施策推進協議会 会長 阿部 一彦 副会長 大坂 純	委員
4	12 月 16 日(火) 18:30~20:00	事例検討 ・収集した事例によるグループワーク	障害者施策推進協議会 会長 阿部 一彦 副会長 大坂 純	委員

【協議会委員による先進地視察】

年月日	視察先・内容	訪問者
平成 26 年度 8 月 1 日(金)	千葉県庁、さいたま市役所視察 ・策定の経過及び検討手法、現状と課題について	協議会委員 3 名 障害企画課職員 2 名

2-2 障害当事者・家族の参画による検討

(1) 障害者団体等との意見交換会

市内の障害当事者や家族、支援者等による障害者団体と意見交換を 2 回実施した。1 回目は、差別を受けた事例や配慮が得られて助かった事例を収集することを目的として開催した。2 回目は、条例の検討状況を説明するとともに、差別解消のために必要な取り組みや相談支援体制のあり方について意見交換を行った。

意見交換会には、毎回、協議会委員が参加し、参加者と直接意見交換を行った。

【障害者団体等との意見交換会の開催状況】

回	内 容	参加者数
1	○ 条例制定の趣旨及び事例募集についての説明 ○ 意見交換 ・嫌だったこと、困ったこと、差別と感じたこと ・うれしかった対応、助かった対応など	12 団体 団体：延 130 名 委員：延 15 名
	平成 26 年度 7 月 28 日(月) 18:30~20:00	みやぎ脳外傷友の会七夕 団体 3 名、委員 2 名

回	内 容		参加者数
	7月29日(火) 10:00~11:30	宮城県自閉症協会	団体7名、委員1名
	7月29日(火) 15:00~16:30	NPO法人宮城県患者・家族団体連絡協議会	団体11名、委員2名
	7月31日(木) 18:30~20:00	社会福祉法人仙台市障害者福祉協会、社会福祉法人共生福祉会、社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会、仙台市肢体不自由児者父母の会、社会福祉法人一寿会、みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会	団体42名、委員3名
	8月5日(火) 14:00~15:30	仙台市知的障害者関係団体連絡協議会	団体36名、委員3名
	8月7日(木) 14:00~15:30	NPO法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会	団体14名、委員2名
	8月8日(金) 10:00~11:30	誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会(条例の会 仙台)	団体17名、委員2名
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例の検討状況の説明 ○ 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例によって仙台市がどんなまちになればいいか ・ 差別を解消するためにはどんな取り組みがあるといいか ・ どんな相談支援体制があるといいか 		17団体 団体：延112名 委員：延19名
	平成27年度 5月25日(月) 18:00~19:30	仙台市聴覚障害者協会、みやぎ中途失聴難聴者協会、みやぎ盲ろう児者友の会	団体11名、委員1名
	6月1日(月) 10:00~11:30	宮城県自閉症協会	団体8名、委員2名
	6月1日(月) 14:00~15:30	仙台市知的障害者関係団体連絡協議会	団体11名、委員2名
	6月2日(火) 18:30~20:00	社会福祉法人仙台市障害者福祉協会、社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会、仙台市肢体不自由児者父母の会、社会福祉法人一寿会	団体18名、委員2名
	6月3日(水) 10:00~11:30	宮城高次脳機能障害連絡協議会どんまいネット宮城、特定非営利活動法人雲母倶楽部	団体10名、委員2名
	6月4日(木) 14:00~15:30	NPO法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会	団体11名、委員2名
	6月5日(金) 10:00~11:30	誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会(条例の会 仙台)	団体13名、委員2名
	6月5日(金) 18:30~20:00	みやぎ脳外傷友の会セツ	団体3名、委員2名
	6月9日(火) 14:00~15:30	NPO法人宮城県患者・家族団体連絡協議会	団体11名、委員2名
	7月9日(木) 18:00~19:30	ここねっとデイ	団体10名、委員1名
	7月22日(水) 18:30~20:00	高機能自閉症当事者活動「青年の会」	団体6名、委員1名

(2) 差別事例・配慮があつて助かった事例の募集

平成 26 年 7 月から 9 月にかけて、障害を理由とした差別事例や障害者への配慮に積極的に取り組んでいる事例・配慮があつて助かった事例（好事例）を募集した。

障害福祉サービス事業所や権利擁護関係の団体、ひとにやさしいまちづくり推進協議会加盟団体などに対し、調査票の送付や訪問等行うとともに、各団体等を通して、障害当事者と家族に呼びかけた。

【分野ごとの事例の件数】

分 野	差別事例	好事例
周囲の理解	143	10
交通	54	7
建物・道路・駐車場等	50	3
就労・労働	41	6
教育	36	1
医療	33	10
商品・サービス提供	32	12
福祉サービス等	29	10
不動産取引	26	1
情報・コミュニケーション	13	2
行政	9	1
選挙等	8	0
災害時対応	5	0
子育て	4	0
その他	45	5
合 計	528	68

【障害種別ごとの事例の件数】

障害種別	差別事例	好事例	意見	合計
視覚障害	26	8	1	35
盲ろう	5	0	0	5
聴覚障害	23	11	0	34
言語障害	7	0	0	7
肢体不自由	89	12	18	119
内部障害	1	1	0	2
知的障害	71	14	9	94
発達障害	21	3	13	37
精神障害	58	8	12	78
高次脳機能障害	11	2	10	23
難病	8	2	11	21
全障害共通	5	6	13	24
ひきこもり	0	0	1	1
記載なし	203	1	38	242
合 計	528	68	126	722

2-3 市民の参画による検討

(1) ココロン・カフェ（障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるカフェ）の開催

障害を理由とする差別の解消を推進するための条例づくりにあたり、障害者への差別の解消に対する市民の関心を高め、幅広い理解を得ながら進めていくため、障害の有無にかかわらず広く市民が参加できる検討の場として「障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるカフェ」を開催した。このカフェの愛称は、仙台市の障害理解促進キャラクター「ココロン」からとった。

ココロン・カフェでは、直近の協議会での審議内容等を報告するとともに、協議会での審議内容に関連したテーマでグループ・ワークを行った。そこで出された意見は次回の協議会に報告し、ココロン・カフェと協議会がキャッチ・ボール

をするような形で進めた。

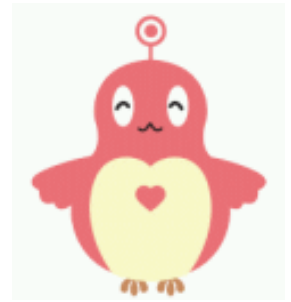
また、協議会の委員が毎回参加し、グループ・ワークの進行等を行った。

さらに、指定相談支援事業所の相談支援専門員にも企画の段階から参画してもらい、テーマの検討や当日の進行などを担ってもらった。

同じテーマで平日と土日・休日の2回開催し、多くの市民が参加しやすい日程を選んできることができるようにした。

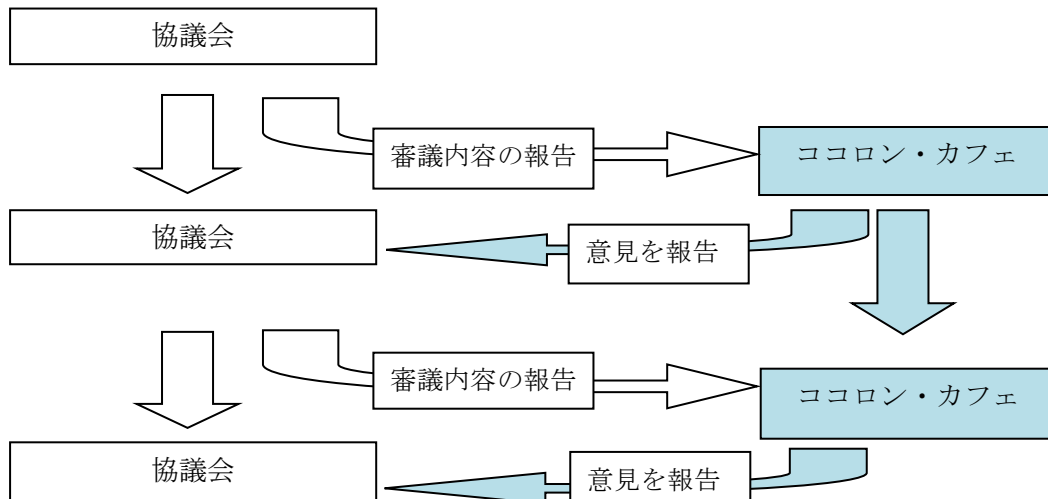
開催場所については、スペースや地下鉄沿線等の交通の便のいい場所を考慮したほか、各区で1回は開催できるよう工夫した。

また、仙台市主催のココロン・カフェのほか、障害理解をすすめながら、障害を理由とする差別の解消について考えるため、ココロン・カフェの手法を用いた研修等の開催に協力した。



障害理解促進キャラクター「ココロン」

【協議会とココロン・カフェのイメージ】



【ココロン・カフェの開催状況】

回	月 日	会 場	参加者数	テーマ・内 容
1	平成 26 年度 10 月 22 日(水) 10:00～12:00	仙台市福祉プラザ 1 階プラザホール	43 名	障害ってなあに？ ① 障害に関する自分の体験について話そう ② 障害ってなあに？ ③ 暮らしやすいまちにするためのアイデア
2	11 月 23 日(日) 14:00～16:00	仙台市役所本庁舎 8 階ホール	69 名	
3	1 月 27 日(火) 10:00～12:00	仙台市福祉プラザ 1 階プラザホール	46 名	障害を理由とする差別を解消するためにはどうしたらいい～差別と感じた事例を検討し、解決の方法を考えてみよう～ ① 車いすの方が 2 階にあるパフェ屋さんに行けない。 ② お店で盲導犬の入店を拒否される。 ③ 視覚障害者がアパートの借用を断られた。 ④ 職場の会議に要約筆記を用意してもらえない。
4	3 月 1 日(日) 14:00～16:00	仙台市役所本庁舎 8 階ホール	74 名	

回	月 日	会 場	参加者数	テーマ・内 容
5	平成 27 年度 4 月 19 日(日) 14:00～16:00	仙台市役所本庁舎 8 階ホール	42 名	条例の理念について考えよう ① せんだいってどんなまち？ ② 条例が目指すのはどんなまち？
6	4 月 22 日(水) 10:00～12:00	仙台市福祉プラザ 1 階プラザホール	75 名	
7	6 月 10 日(水) 10:00～12:00	仙台市職員研修所 2 階大研修室	43 名	差別解消のためのアイデアを出し合おう ① 差別解消のための具体的なアイデア ② 差別解消のために自分ができること
8	6 月 13 日(土) 14:30～16:30	仙台市役所本庁舎 8 階ホール	55 名	
9	7 月 6 日(月) 14:00～16:00	仙台市福祉プラザ 1 階プラザホール	72 名	差別に関する相談について考えよう ① 自分にとって身近に相談できる場所はどこ？ ② 差別があったとき、どんな相談支援があるといい？
10	7 月 18 日(土) 14:00～16:00	仙台市立病院 3 階講堂	61 名	
11	8 月 7 日(金) 10:00～12:00	宮城野区役所 6 階ホール	24 名	条例の名前について考えよう ① 3つの名前について印象を話し合おう ② 条例の名前を考えよう
12	8 月 9 日(日) 14:00～16:00	仙台市役所本庁舎 8 階ホール	39 名	
13	10 月 13 日(火) 14:00～16:00	仙台市急患センター 5 階研修室	50 名	障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の あり方(中間案)の説明 一緒に考えよう！ 障害による差別解消に向けて私ができること
14	10 月 24 日(土) 14:00～16:00	仙台メディアテーク 1 階オープンスクエア	57 名	
合計			延 750 名	

【ひとやさ版！ココロン・カフェの開催状況】

回	月 日	会 場	参加者数	テーマ・内 容
1	平成 27 年度 8 月 3 日(水) 18:00～19:30	仙台市役所本庁舎 2 階第 2 委員会室	19 名	○ 障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の制定に向けた取り組みについて ○ 障害による差別の事例について考えよう

【ココロン・カフェ in SHOKEI の開催状況】

回	月 日	会 場	参加者数	テーマ・内 容
1	平成 27 年度 11 月 12 日(木) 14:00～15:40	尚綱学院高等学校 食堂スペース	87 名	○ 一緒に考えよう！ 障害による差別解消に向けて私ができること

(2) 障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるシンポジウム

共生社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消を推進するための条例づくりを開始したことを広く市民に周知するとともに、条例制定の過程を共有し、市民の関心と幅広い理解を得るため、広く市民が参加できるシンポジウムを開催した。

平成 26 年度は、障害者への就労支援や地域生活支援等の実践活動をしている

方々をパネリストとして迎え、「障害がある人もない人も暮らしやすいまち」とはどのようなまちなのか、その実現のために大切にしなければならないことは何かについて、ディスカッションを行った。

平成 27 年度は、中間案のパブリックコメント実施中に開催した。第 1 部で検討状況や中間案の説明を行うとともに学校や障害者雇用をしている企業などの各分野等の各現場における障害のある人への配慮や障害理解促進に係る具体的な取り組み等についてご紹介いただき、ディスカッションを行った。第 2 部では、登壇者と参加者による「ココロン・カフェ」形式のグループワークにより、差別解消について、自ら取り組んでいけることなどについて意見交換をおこなった。

【シンポジウムの開催状況】

日時・場所	内 容	参加者
平成 26 年度 12 月 7 日(日) 15:00～17:00 仙台市福祉プラザ 2 階ふれあいホール	① 講演 テーマ:仙台市における障害を理由とする差別の解消を推進するための条例 制定の検討状況について 講 師:仙台市障害者施策推進協議会会長 東北福祉大学教授 阿部 一彦 ② パネルディスカッション テーマ:雇用や地域活動等における実践を通して差別解消について考える コーディネーター: 仙台市障害者施策推進協議会会長・東北福祉大学教授 阿部 一彦 氏 パネリスト: 株式会社高島屋横浜店販売支援担当係長 大橋 恵子 氏 仙台バリアフリーツアースセンター代表 伊藤 清市 氏 仙台市東四郎丸児童館館長 小岩 孝子 氏 障害者相談支援事業所ほっとすぺーす支援係長 佐々木 晃 氏 誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会代表 杉山 裕信 氏 アーチル青年の会 志賀 律保 氏	102 名
平成 27 年度 10 月 24 日(土) 14:00～16:00 仙台メディアテーク 1 階オープンスクエア	第 1 部 ① 講演 テーマ:障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の検討状況について 講 師:仙台市障害者施策推進協議会 会長 東北福祉大学 教授 阿部 一彦 氏 ② パネルディスカッション テーマ:サービス提供や教育等における取り組みから差別解消について考える コーディネーター: 仙台市障害者施策推進協議会会長・東北福祉大学教授 阿部 一彦 氏 パネリスト: 仙台市立蒲町小学校校長 仲野 繁俊 氏 特定非営利活動法人アフタースクールぱるけ代表理事 谷津 尚美 氏 株式会社 清月記 商品管理部課長 日下部 直憲 氏 AMA(仙台長町店)【勤務】/認定NPO法人ビートスイッチ【会員】古川 真由美 氏 宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長 佐藤 勘三郎 氏 第 2 部 ① グループワーク「ココロン・カフェ」 テーマ:一緒に考えよう!障害による差別解消に向けて私ができること ・参加者によるグループワーク、グループごとの意見発表	150 名

(3) 中間案に関する市民説明会の開催

各区において市民説明会を開催し、条例制定の必要性やこれまでの検討の経過とあわせ、中間案の内容に関する説明を行った。

【市民説明会の開催状況】

	日 時	区	会 場	参加者
1	11月6日(金)10:00~11:30	宮城野	生涯学習支援センター 第2セミナー室	3名
2	11月6日(金)17:00~18:30	泉	泉区中央市民センター 第1会議室	4名
3	11月7日(土)18:00~19:30	青葉	市役所本庁舎8階ホール	11名
4	11月10日(火)19:00~20:30	太白	太白区中央市民センター 大会議室	11名
5	11月11日(水)18:00~19:30	若林	若林区中央市民センター セミナー室AB	5名

2-4 事業者等からの意見聴取

(1) 障害者の人権擁護等に関する事業を実施している機関の調査

既存の障害者の人権擁護等に関する事業を実施している機関について、その取り組み内容などを訪問による聴き取りや資料等により調査を行った。

【関係機関への訪問状況】

月日	訪 問 先
平成26年度 7月9日	仙台法務局人権擁護部第一課（人権相談）
7月16日	宮城県障害者社会参加推進センター（障害者110番）
9月10日	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（運営適正化委員会）
9月11日	宮城県障害者権利擁護センター
9月12日	障害者相談支援事業所（ほっとすぺーす）
9月12日	宮城労働局総務部（総合労働相談コーナー、個別労働紛争解決制度）
9月16日	障害者相談支援事業所（ハンズ太白）
9月16日	障害者相談支援事業所（ここねっと）
9月16日	障害者相談支援事業所（ゆあらいふ）

【障害者の人権擁護等に関する事業を実施している機関】

制度名等	相談・救済措置
人権相談（法務局）	<p>不当な差別、職場・学校でのいじめ、相隣間のトラブル、インターネットでの誹謗中傷・プライバシー侵害など、人権上の問題に関することの相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 常設相談（法務局窓口または電話による相談） ○ 特設相談（デパート等への臨時相談所開設による相談受付） ○ 救済措置等 <p>・人権侵害の申出により調査を行う。調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて措置を講じる。</p> <p>・救済措置（援助、調整、説示・勧告、要請、通告、告発、啓発）は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので、強制力や罰則規定はない。</p>
権利侵害全般	

	制度名等	相談・救済措置
労働	総合労働相談・個別労働紛争解決制度 (宮城県労働局)	労働条件、いじめ・嫌がらせ、募集・採用など、労働問題に関するあらゆる分野についての相談（労働者、事業主双方から相談を受ける） ○ 総合労働相談（面談及び電話による相談） ○ 個別労働紛争解決制度 ① 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談 ② 都道府県労働局長による助言・指導 ③ 紛争調整委員会によるあっせん ・あっせん員が、労働者と事業主双方の主張の要点を確かめ、当事者間の話し合いを取り持ち、あるいは主張を取りなすことにより、当事者間の自主的な解決を支援する。
福祉サービス	運営適正化委員会(県社会福祉協議会第三者委員会)	福祉サービスに関する利用者からの苦情を解決するための相談 ○ 面談、電話、ファックス、手紙等での相談 ○ 苦情申出に対する助言、事情調査、あっせん
	苦情解決体制 (社会福祉事業の経営者)	利用しているサービスについての苦情を解決するための相談 ○ 各社会福祉事業所において開設
障害者虐待	障害者虐待防止相談 (仙台市)	障害者が虐待を受けている場合の相談・通報・届出の受理 ○ 相談・通報・届出に基づき調査を行い、必要な支援・措置を実施
	宮城県障害者権利擁護センター(宮城県/宮城県社会福祉士会に委託)	使用者による虐待の相談・通報の受理 ○ 相談・通報・届出の受理 ○ 県等関係機関に連絡調整を行い、必要な支援・措置を実施(県)
その他権利擁護	仙台市権利擁護センター「まもりーぶ仙台」(仙台市社会福祉協議会)	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力の十分でない方が、地域で福祉サービス等を利用しながら自立して生活が送れるよう本人との契約に基づき、金銭管理等のサービスを提供する
	仙台市成年後見総合センター(仙台市社会福祉協議会等)	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が低下した状態になっても、自立した生活が送れるよう、地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度の利用を支援する。
相談・支援	障害者110番(宮城県/宮城県身体障害者福祉協会委託)	障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう、身体への危害や財産侵害に関すること、家族や職場での人間関係など、生活全般にわたる様々な相談
	障害者相談支援事業所等(仙台市/委託)	障害のある方やご家族、地域の方々の相談に応じ、訪問等による各種相談や支援活動により、解決方法を一緒に考え、地域での生活を支援する。 ○ 障害者相談支援事業所、自閉症児者相談センター、中途視覚障害者支援センター、障害者就労支援センター、ひきこもり地域支援センター、難病サポートセンター
	障害者相談員(仙台市/市長より委嘱)	身体・知的・精神障害のある方の一般相談・助言
	聴覚障害者福祉相談員(仙台市/市長より委嘱)	聴覚障害のある方の福祉の増進を図るため、相談員が相談と助言を行う。
	民生委員児童委員(仙台市/厚生労働大臣委嘱)	地域において各種の相談・支援活動を行う。

(2) 事業者団体等への説明・意見聴取等

事業者団体や地域活動をしている団体等を訪問し、条例検討の趣旨等についての説明や、障害理解のための取り組みや課題、条例に対する意見等について聴き取りを行った。また、中間案に関しての説明を行った。

【事業者・地域団体等への訪問状況】

月日	訪 問 先
平成 26 年度 7 月 30 日	宮城県百貨店協会
8 月 5 日	仙台商工会議所
10 月 21 日	仙台市民生委員児童委員協議会 理事会
10 月 23 日	一番町四丁目商店街
11 月 4 日	東四郎丸児童館
11 月 7 日	太白区人来田地区社会福祉協議会
11 月 17 日	宮城県経営者協会
11 月 18 日	宮城県中小企業団体中央会
11 月 18 日	仙台弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する委員会
11 月 19 日	仙台経済同友会
11 月 26 日	若林区南小泉地区社会福祉協議会
1 月 22 日	宮城県タクシー協会仙台支部
1 月 23 日	宮城県バス協会
1 月 23 日	仙台市交通局
1 月 26 日	JR 東日本仙台支社
1 月 26 日	宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合
1 月 28 日	仙台商工会議所
2 月 3 日	宮城県社交飲食業生活衛生同業組合
2 月 3 日	宮城交通株式会社
2 月 6 日	宮城障害者職業センター
2 月 10 日	宮城県宅建協会
平成 27 年度 5 月 19 日	宮城県社交飲食業生活衛生同業組合 理事会
<u>10 月 14 日</u>	<u>宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合</u>
<u>10 月 14 日</u>	<u>宮城県経営者協会</u>
<u>10 月 15 日</u>	<u>宮城障害者職業センター</u>
<u>10 月 15 日</u>	<u>宮城県中小企業団体中央会</u>
<u>10 月 15 日</u>	<u>宮城県タクシー協会仙台支部</u>
<u>10 月 16 日</u>	<u>宮城県バス協会</u>
<u>10 月 20 日</u>	<u>仙台経済同友会</u>
<u>10 月 20 日</u>	<u>仙台商工会議所</u>
<u>10 月 21 日</u>	<u>宮城交通株式会社</u>
<u>10 月 22 日</u>	<u>宮城県社交飲食業生活衛生同業組合</u>

月日	訪 問 先
10月22日	JR 東日本仙台支社
11月12日	宮城県宅建協会（平成27年度第2回本部研修会）

(3) 関係事業者等へのグループインタビュー

差別解消を推進するにあたり、課題を明らかにするとともに今後の方向性を共有し、連携を図っていくための第一歩とすることを目的として、差別等の事例募集において比較的多くの事例が寄せられた分野に関係する事業者及び事業者団体等を対象に、小集団によるインタビューを実施した。

インタビューには、協議会委員も出席し、下記の項目について、ヒアリング及び意見交換を行った。

- ・現在、実施している障害者への配慮に関する取り組み
- ・障害者への配慮についての課題、困っていること
- ・今後の取り組みの予定、条例に期待すること

【関係事業者等へのグループインタビューの開催状況】

回	日時	テーマ	出席事業者・団体等	出席者数
1	平成26年度 2月16日(月) 10:00~11:30	交通関係	宮城交通株式会社、(一社)宮城県タクシー協会仙台地区総支部、(公社)宮城県バス協会、仙台市交通局	事業者等 7 委員 2
2	2月25日(水) 10:00~11:30	雇用関係	(一社)宮城県経営者協会、宮城県中小企業団体中央会、宮城障害者職業センター、株式会社リヴァイヴ、Green-Room 株式会社	事業者等 7 委員 2
3	2月27日(金) 10:00~11:30	商工・不動産取引関係	仙台商工会議所、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合、一番町四丁目商店街振興組合、(公社)宮城県宅地建物取引業協会	事業者等 5 委員 2

3 論点の整理

(1) これまでの取り組みから得られた差別解消の視点の整理

協議会では、これまで会での議論やココロン・カフェ等が出された意見を踏まえ、差別解消のための視点を整理した。

- 差別とは何か理解し、共有し、相互理解を推進する必要がある。
- 障害理解のための啓発が必要である。特に、障害当事者からの発信は重要である。
- 障害特性を理解し、合理的配慮の提供を推進するとともに、不当な差別的取り扱いを禁止する必要がある。
- 事業者の理解促進の必要がある。
- 障害者差別解消に関する支援や相談体制を整える必要がある。

(2) 条例のあり方を検討する論点

協議会においては、前項の差別解消の視点を踏まえ、下記の論点について検討を進めることとした。

- 差別解消の理念
 - ・ 条例が目指す社会 など
- 「差別」についての定義
 - ・ 差別にあたる行為
 - ・ 条例の対象者
 - ・ 条例の対象となる分野 など
- 市民・事業者・行政の役割
- 障害による差別を解消するための取り組みのあり方
 - ・ 不当な差別的取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の考え方
 - ・ コミュニケーション支援
 - ・ 広報啓発 など
- 相談支援体制のあり方
 - ・ 相談支援体制
 - ・ あっせん・調整機関
 - ・ 障害者差別解消支援地域協議会（関係機関のネットワーク） など

第2章 障害を理由とする差別の解消のあり方について

協議会では、「差別解消の理念」、「『差別』についての定義」、「市民・事業者・行政の役割」、「障害による差別を解消するための取り組みのあり方」、「相談支援体制のあり方」の5つの論点にしたがって、検討を行った。

条例のあり方を検討する上で、障害を理由とする差別の解消を推進するための取り組みがどうあるべきか明らかにする必要があることから、必要と思われる施策等も含めて検討し、以下のとおりまとめた。

1 はじめに

(1) 仙台市における障害者保健福祉の取り組み

- 仙台市では、これまで、仙台市障害者保健福祉計画などに基づき、各種障害者施策やサービス提供の基盤整備を進めてきた。
- 同計画においては、仙台市総合計画に掲げる「共生の都」並びに障害者基本法に掲げる「共生する社会」を理念とし、「誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることができるまち・仙台」の実現を基本目標としている。
- さらに、基本方針の一つに「自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進」を掲げ、障害に対する市民理解と相互理解の交流の促進、障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進に係る事業を実施してきた。

(2) 仙台市における障害を理由とする差別の現状

- 平成18年度と平成22年度に実施した「障害者等保健福祉基礎調査」の比較では、障害を理由とした差別等を見たことがあるという回答が20.5%から29.0%に増えており、障害を理由とする差別等の解消と、社会を構成する一員としての権利擁護とその推進は、これまでも仙台市にとって大きな課題であった。
- 平成26年7月から8月にかけて実施した障害者団体との意見交換会や、差別に関する事例の募集等では、「障害者にはアパートを貸せません」「筆談を断られた」などといった差別事例が722事例寄せられた。
- 事例を通じて、障害者が自らの機能障害に起因する生活のしづらさに加え、周囲の無理解、誤解、偏見、制度、慣習等の社会的障壁に起因する差別により二重の困難を抱えている状況がうかがえた。障害を理由とする差別を解消することは、障害者が地域で生活をしていく上で大きな課題であることが改めて確認された。

(3) 差別が生じている要因等

- 差別は、意図的に行われるというより、障害に対する知識のなさや、障害者へ

の適切な対応をよく知らないために、結果として差別的対応となってしまう場合が多いようだというのが、ココロン・カフェや事業者へのグループインタビュー等で把握された。

- なお、障害者団体との意見交換会では、障害者自身も自分の障害以外のことはよくわからないといった声も出ており、障害者でない人にとっては、なおさら、障害や障害者についての正しい知識が不足しているだろうことがうかがえた。

(4) 差別解消に必要なこと

- 協議会では、協議会での議論やココロン・カフェ等の意見を踏まえ、差別解消のための視点や条例のあり方を検討する論点を整理した。これらを要約すると、仙台市において差別解消に必要なことは以下のとおりである。
 - ・差別とは何かわかりやすく定義し、市民全体で共有すること
 - ・市民等が取り組むべき差別解消のための方策を示すこと
 - ・市民等に対する障害理解を促進していくこと
 - ・発生した差別事例の解決の仕組みを整備すること

(5) 市民との協働による独自の条例づくり—実効的な差別解消への取り組みへ

- 差別の解消は、障害者が地域で生活をしていく上で大きな課題であることから、市は、差別をなくし、共生社会を実現するという姿勢を明確に表すべきである。
- 障害者差別解消法においては、地方公共団体が取り組むこととして、障害を理由とする差別の解消を推進するための施策の策定・実施とともに、差別解消のための措置として、職員対応要領の作成、差別解消のための支援措置として、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動、障害者差別解消支援地域協議会の組織などがあげられている。
- しかし、差別とは何か分かりやすく定義し、市民全体で共有することなど差別解消に必要なことは、市だけではなく、市民が主体的に取り組むことが不可欠である。
- そのためには、市民が主体的に、差別とはどういうことなのかを考え、差別解消のための方策や障害理解促進の取り組み、そして差別事例の解決の仕組みを検討し、参画していくことが大切である。
- ココロン・カフェ等においても、条例づくりのプロセスそのものが、差別解消に必要な市民の障害理解の促進の活動でもあり、相互理解の機会になるという意見があった。
- 市民との協働により条例としてつくりあげていくことが、条例施行後も含め、仙台市における差別解消の実効性を高めることにつながるのである。
- このようなことから、仙台市は、市民との協働の下、独自の条例を制定・施行し、障害による差別を解消し、障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らすこ

とができるまちの実現を目指すべきである。

- 「1 はじめに」及び「2 障害を理由とする差別解消における理念について」で記載されている内容は、仙台市において障害を理由とする差別の解消を推進するための条例づくりに至る背景や経過等をまとめたものである。

条例において、前文、基本理念、目的等を作成する際は、これらの趣旨を盛り込むべきである。

なお、前文には、条例制定の理由や今後取り組むべきことがわかるよう、障害者の人権が意識されなかったことや共生社会を目指すことに至った経緯や障害者基本法第1条の趣旨、障害者差別と障害者虐待には密接な関係があることについても盛り込むべきである。

2 障害を理由とする差別の解消における理念について

(1) 目指すべき社会像

- 目指すべき社会像について、協議会及びココロン・カフェでは以下のような意見が出された。
 - ・共生社会の実現、多様性を認める社会
 - ・自己決定、自己実現、自立できる社会、生き方が尊重される社会
 - ・基本的人権、自由・平等が尊重される社会
 - ・障害があっても当たり前で生活し参加できる社会
 - ・障害理解、相互理解を進める社会
 - ・思いやりのある社会
 - ・違いに寛容な社会
 - ・解り合い、労わり合える社会 など
- これらは、障害者権利条約、障害者基本法及び障害者差別解消法に掲げられている基本的な理念等の趣旨と同様であるとともに、仙台市が仙台市障害者保健福祉計画に理念及び基本目標として位置付けている、「共生の都」「共生する社会」、「誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることができるまち・仙台」と共通するものである。

(2) 差別解消の理念

- これまでの議論を踏まえ、仙台市における障害を理由とする差別を解消し共生社会を実現するにあたっての理念を整理すると以下の通りである。
 - ・全ての障害者が、障害者でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
 - ・障害を理由とする差別は何人もしてはならないものであり、障害を理由とする

差別を禁止・解消し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会を実現していくこと。

- 「差別禁止」か「差別解消」については、様々な意見が出されたが、障害を理由とする差別を「なくし」、障害の有無に関わらず共に安心して暮らすことができる共生社会を目指していくことについては、多くの委員の考えが一致しているところである。
- 障害者虐待について、差別と密接な関連があることから、項目として条例に盛り込むべきとの意見があったが、これについては、早期発見のための啓発や緊急対応などを含め、既に障害者虐待防止法に基づき対応していることから、条例では、前文などで、差別的行為と虐待との関連などについて記載するべきである。

(3) 共生社会を実現するために必要なこと

- 共生社会の実現に向けては、障害者に対する社会的障壁を除去するため、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を拡大していくことが必要である。
- その過程では、差別をされた側が差別をした相手方を非難し制裁を加えようとするのではなく、双方が障害者と障害者でない人とが建設的対話を行いながら相互理解を促進していくことが必要である。

(4) 仙台市の福祉のまちづくりの歴史

- 仙台市が条例を制定するにあたっては、仙台市の~~市民性~~、福祉のまちづくりの歴史を踏まえ、仙台市ならではの主張を盛り込むべきである。
- 協議会やココロン・カフェでは、「仙台四郎」を育んだまちの歴史や、昭和40年代の「福祉のまちづくり」「生活圏拡張運動」、また、先駆的にバリアフリー化を進めた「ひとにやさしいまちづくり条例」のことが語られたほか、東日本大震災の被災地としての経験を反映させるべきとの意見が出た。
- これらは、前文などでの記載を検討するべきである。

(5) 複合的に差別を受けやすい障害のある女性や児童の視点

- 協議会やココロン・カフェ等では、障害による差別に加えて、性別による差別を複合的に受けやすい女性の障害者や、障害及び年齢に適した支援が必要な障害のある児童についての課題があげられた。
- 障害者権利条約においても掲げられている内容であり、障害のある女性や児童はより適切な配慮が求められるべきであることから、仙台市の条例においても、基本理念等において盛り込むべきである。

(6) 罰則規定

- 「行政刑罰」を定めるには、罪刑法定主義の観点から、処罰の対象となる行為の範囲が明確に規定されている必要がある。しかし、差別の定義は一義的ではなく、差別事例の集積も少ない現状では、これらについて専門的かつ詳細な議論を行うことは非常に難しいと考えられる。
- 先行する他自治体条例では、差別をした者に対する罰則規定を設けているところはない。なお、相談等に関する秘密を漏らした場合に対して罰則規定を設けているものがあるが、個人情報保護条例等で対応できるものである。
- 協議会委員から、著しい差別に対しては、罰則を設けるべきとの意見もあったが、これに対しては、例えば、正当な理由なく障害福祉サービス等の提供を拒否した場合、障害者総合支援法に基づく処分の対象となる場合もあるなど、それぞれ個別法等による対応の仕組みが整備されている。
- ただし、個別法に対応の仕組みがある場合であっても、今回の条例に含めた上で、それらに適切につなぐことを明示するべきとの意見もあったが、共生社会の実現という観点からは罰則はなじまないとする意見が多く出されていた。
- 仙台市の条例においては、障害者と障害者でない人差別をされたと感じた側と差別をしたと感じられた側が建設的対話を行いながら相互理解を促進していく観点を重視することとし、罰則規定を設けるのではなく、勧告・公表という仕組みを検討とすべきである。

3 「差別」の定義について

(1) 条例が対象とする障害者

- 条例が対象とする障害者は、障害者基本法及び障害者差別解消法において定義している障害者とする。すなわち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者である。
- 対象の例示に難病を加えるべきとの意見もあったが、難病の範囲や、高次脳機能障害など他の障害をどこまで記載するべきかといった課題もあり、条例ではより幅広く対象を捉えられるよう、法律と同様の規定とすることが妥当である。

(2) 差別に該当する行為

- 仙台市の条例においては、差別に該当する行為を、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」とすることが適当である。
- なお、合理的配慮については、「不提供を禁止する」というより「提供を拡大していく」という考えの方が共生社会の実現に資すると思われるので、条例においては、そのことがわかるよう「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の

提供」を別立てにするべきといった意見もあった。

- 「不当な差別的取扱い」について、よりわかりやすい表現等、別な記載の仕方が適切かどうかについて、「不利益取扱い」、「不均等待遇」、「差別による不当な取扱い」を対象に検討を行った。

「不当な差別的取扱い」は、他の表現より障害者に対する差別的行為をより広く捉えることが可能な表現ではないかという意見があったことと、他の表現にするべき積極的な理由を確認することができなかったことから、条例では、「不当な差別的取扱い」と表記することが適当である。

- 「不当な差別的取扱い」にあたる行為として「サービスや各種機会の提供を拒否、制限、又はこれに条件を付けること」のほか、国の対応指針などを踏まえ「他の者とは異なる取扱いをすること」を加えるべきである。

(3) 主体ごとの差別に該当する行為の取扱い

- 障害者基本法では、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定されている。
- 障害者差別解消法では、行政と事業者は「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」については、行政は義務、事業者は努力義務とされている。国民は特に規定されていない。
- 障害者雇用促進法では、障害者の雇用に関し、募集、採用、待遇等において、行政と事業者は「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務付けられている。
- 以上を踏まえ、仙台市の条例において、差別に該当する行為が禁止される相手方について、市民、事業者、市、それぞれを対象に検討を行った。
- 障害者基本法の基本理念にのっとり、仙台市においても「何人も差別してはならない」とすることは、条例を市民に浸透させるためにも大切であり、市民全体で障害者差別を解消していくという姿勢を示し条例の意義を積極的に示すことにつながることから、条例においても、「何人も差別をしてはならない」という趣旨を盛り込むべきである。

ただし、一般的に個人の自由な意思に委ねられていると認められる私的な領域について条例で規制することは妥当ではないと考えられることから、「定義」においてではなく、基本理念等において規定すべきである。

- 事業者に対し、障害者差別解消法で禁止されている「不当な差別的取扱い」と、改正障害者雇用促進法で禁止される雇用分野における「合理的配慮の不提供」については、以下の理由から、これらの法律と同様の扱いとするべきである。

障害者と事業者の関係は事業分野ごとに様々であり、求められる配慮も多種多様であることから、合理的配慮の具体例が集積されていない現状では、条例においても、事業者による合理的配慮の提供は雇用分野を除いて努力義務が適当である。

なお、行政による合理的配慮の提供の具体例が一定集積され、事業者における合理的配慮や障害理解の促進等が図られた時点等で、障害者差別解消法の見直しなどと合わせ、規定を見直すことができるよう検討するべきである。

- 市においては、障害者差別解消法と同様、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を禁止する。

(4) 不当な差別的取扱いを規定する分野の考え方

- 禁止される「不当な差別的取扱い」については、先行する他自治体の条例と同様、障害者が社会生活を送る主な分野ごとに規定することが適当である。
- 具体的には、「福祉サービス」、「医療」、「商品・サービス提供」、「雇用」、「教育」、「建物・公共交通機関」、「不動産取引」、「情報・コミュニケーション」の分野とすることが考えられる。
- なお、収集事例のうち、いわゆる「不快な対応」が多く含まれていた「周囲の理解」という分野については、ここでの分野とは扱わず、啓発により改善策を講ずるべきであると考えられる。
- また、「本人の意思の尊重」、「行政」、「選挙等」、「災害時対応」、「結婚・子育て」、「文化・スポーツ等」、「信仰の自由」、「余暇」、「性別」といった分野についても例示するべきといった意見もあった。

「本人の意思の尊重」、「結婚・子育て」、「信仰の自由」については当事者による意思決定や当事者間の合意で成立する行為に関する分野であること、「行政」、「選挙等」については障害者差別解消法や個別の行政法により対応が定められている分野であること、「文化・スポーツ等」「余暇」については対象となる行為が幅広く例示が困難であると考えられる分野であること、「災害時対応」、「性別」については、差別的取扱いの分野としてではなく、障害による差別解消において大切にすべき考え方として基本理念に盛り込むべき内容であると考えられることから、先述の「福祉サービス」、「医療」、「商品・サービス提供」、「雇用」、「教育」、「建物・公共交通機関」、「不動産取引」、「情報・コミュニケーション」とすることが適当である。

- 医療を提供する場合の不当な差別的取扱いにおいて、先行条例では「隔離すること」を例示している場合が多いが、仙台市では、障害者の人権に一層配慮する観点から、「自由な行動を制限すること」とするなど、より広く捉えられるような表現とするべきである。
- また、「障害者が希望しない入院や治療」について、実際には障害者本人ではなく家族が入院を調整する場合があることなどを踏まえ、「障害者」に「その家族」を加えてはどうかという意見があった。しかし、入院や治療は本人が決めることであり、条例は、本人の立場に立つべきものであることから、「家族」を加えることは適当ではないとの結論に至った。なお、意思表示が困難な障害者を代

弁することが求められる家族等への支援については、具体的な施策等で検討すべきであるという意見もあった。

- 条例では「情報・コミュニケーション」について、より具体的でわかりやすい「情報の提供」と「意思表示の受領」の2つの分野とするべきである。

4 市・事業者・市民の役割について

- 市・事業者・市民の役割については、差別の定義や対象、差別解消の取り組みのあり方など、全体を踏まえて検討した結果、以下のとおりとするべきである。

(1) 市の役割

- 市の役割は、条例の基本理念である障害を理由とする差別をなくし、障害の有無に関わらず共に安心して暮らすことができる共生社会の実現のため、必要な施策を障害者保健福祉計画等に位置づけ、計画的に実施するという基本理念に則り、事業者及び市民が障害及び障害者に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消し、障害の有無に関わらず共に安心して暮らすことができる共生社会の実現のための必要な施策を計画的に実施することという趣旨の役割とするべきである。

なお、差別解消の施策等の進捗管理については、協議会が定期的に障害者保健福祉計画のモニタリング等において実施することが適当である。

- 市の役割に、共生社会の実現のための必要な施策の計画的な実施のほか、「指導・監督すること」を加えるべきとの意見があった。事業者への指導・監督は個別法に基づいて権限が行使されることや、市内部における指導・監督については、上述のモニタリングが行われることから、条例には盛り込まないことが適当と考えられる。

- また、市は、障害者に対してより配慮された施策を実施するためにも、政策形成過程において障害者の参画を推進するべきであるとの意見もあったことを、基本的な施策において盛り込むべきである。

(2) 事業者の役割

- 事業者は、基本理念に基づき、障害のある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するとともに、相互理解が図られるよう、建設的な則り、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するとともに、相互理解に向けた対話を行いながら、必要かつ合理的な配慮の提供に努めるという趣旨の役割とするべきである。

- なお、雇用事業者や福祉サービス事業者など役割等に応じた区分で規定してはどうかという意見もあったが、事業者の役割は多種多様でありそれを区分することは困難であるので、条例では大きな視点に基づき一般的な事業者として区分せずに規定するべきである。

(3) 市民の役割

- 市民は、基本理念に基づき、障害のある人に対する理解を深め、地域で誰もが共に暮らしていくための取り組みに則り、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるという趣旨の役割とするべきである。
- なお、障害当事者が自ら声を発していくなどの取り組みも重要であるので、障害者の役割も明示してはどうかという意見もあったが、障害者の中には自ら声を発することが困難な人もいることや、障害の有無で市民を区別する必要はないのではないかという意見も踏まえ、障害者の役割についても、市民と区分して規定するべきではないと考える。

5 障害による差別を解消するための取り組みについて

(1) 差別解消のための啓発等

- 障害による差別の多くは、障害や障害者に対する偏見や誤解などに起因する機会が多いことから、様々な機会を通して、市民等への啓発を計画的に行うことが必要である。
- 特に「合理的配慮の提供」については、障害特性等を踏まえ、障害者一人ひとりの状況に応じた対応が必要となることから、障害特性に関する啓発に加え、個別具体的な好事例を集積し、様々な機会を通して周知していくことが求められる。
- なお、障害者自身が障害について発信していくことが障害理解の啓発においても大切であるとの意見がココロン・カフェ等で多く出ている。
- サッカーチームのイベントなどで市民にPRするとよいなど、啓発に係る具体的な方法等について様々な意見が出されたが、条例は、差別解消や障害理解を促進するための啓発等の方向性等を表すべきであり、具体的な施策や事業に関することについては、各種計画等において検討するべきである。
- なお、障害を知られなくなかったり、発信できない障害者の問題が相対的に見落とされがちにならないよう注意が必要である。

(2) 理解者・サポーターの養成

- 市民の中の理解者の拡大については、共に障害理解や差別解消を推進していく、いわゆる「サポーター」の養成などを通して、より多くの市民にアピールしていくべきである。
- 仙台市職員研修のメニューに障害者差別等の研修を位置付け、仙台市職員は全員が理解者でありサポーターであることを発信してはどうかといった意見もあった。
- このほか、合理的配慮の提供に積極的な店舗の入り口に、わかりやすい「シール」を貼る等のアイディアが、ココロン・カフェでも出されていたところである。

- これらは具体的な施策や事業等に関する事なので、各種計画等において検討するべきである。

(3) 交流の場の拡大

- 障害者でない人が障害や障害者のことをよく知らない原因の一つとして、障害者と出会う機会が少ないのではということが協議会等であげられていた。
- コロン・カフェは条例について広く意見交換するために開催しているが、回を重ねるごとに、参加者それぞれに様々な意義が見出されている。
- その一つが、市民の出会いの場・交流の場としての役割である。障害者と障害者でない人、障害者同士等が出会い、話合うことにより、相互理解が図られ、それぞれがエンパワーされているとのことである。
- さらに、参加者からは、条例施行後もコロン・カフェを継続して欲しいとの意見も多く出されている。
- なお、コロン・カフェでは、障害者が普段感じる生活のしづらさなども気軽に話せるという意見もあり、地域における身近な相談の入り口の場としての役割も期待される場所である。
- ここでも、コロン・カフェの継続など具体的な方策に係る意見が出されているが、条例には、交流の機会や場の拡大の重要性等について盛り込むべきであり、具体的な施策や事業に関する事については、各種計画等において検討するべきである。

(4) コミュニケーション意思疎通の支援の充実

- 情報保障は、社会生活を送る上での基盤となるものである。視覚障害や聴覚障害、あるいは知的障害や発達障害などによりコミュニケーション場面において配慮が必要な場合、それぞれの障害特性及び一人ひとりの状況等に応じた、より理解しやすい方法等により、丁寧に情報提供等がなされるべきである。
- 今後、市は、手話による通訳などのコミュニケーション意思疎通の支援の充実を検討するべきである。
- 意思疎通支援のためのIT機器等購入費補助などについても意見等が出されたが、条例には、コミュニケーション意思疎通の支援の充実のための方向性等について盛り込むべきであり、具体的な施策や事業に関する事については、各種計画等において検討するべきである。

(5) 就労支援の充実

- 障害者団体等との意見交換会において、障害者の一般就労を継続するための支援に対するニーズは非常に高いことがうかがえた。しかし、職場で必要な配慮が得られづらい場合、就労を継続できないことも多いとの話もあった。

- 一方、事業者等を対象に実施したグループインタビューでは、障害者を戦力として雇用したいが、適切な仕事の与え方がよくわからないことや、一緒に働く職員が障害者への対応に対する不安を抱えているといった声が聴かれた。
- 障害者が必要な配慮を得られ就労が継続しやすくなるよう、また、企業側の不安を解消し障害者雇用が拡大するよう、今後、市は、障害者と企業の双方に対する支援の一層の充実を図るべきである。
- ジョブコーチの積極的な活用などの意見も出されたが、条例には、就労支援の充実のための方向性等について盛り込むべきであり、具体的な施策や事業に関することについては、各種計画等において検討するべきである。

(6) 障害者の政策形成過程への参画の推進

- 障害者に対してより配慮された施策を実施するために、市の政策形成過程における障害者の参画の推進を盛り込むべきである。

(7) 障害者保健福祉施策の総合的な推進

- 差別を解消していく基本的な施策として、特に「啓発活動及び交流の推進」、「就労支援の充実及び雇用の場の拡大」、「意思疎通支援の充実」、「政策形成過程への参画の推進」について多く意見が寄せられたところであるが、その他「住まいの場の確保」、「生きがいの持てる活動」、「緊急時の対応」などを加えるべきとの意見もあった。

障害を理由とする差別を解消していくためには、障害者保健福祉計画に掲載されている全ての分野における各種施策の推進が必要なことから、「障害者保健福祉施策の総合的な推進」という一文を加えるべきである。

6 相談支援体制について

(1) 差別に関する相談のニーズ等

- 協議会やココロン・カフェでは、障害者が差別と感じた場合において、「声を上げていいかわからない」、「どこに相談してよいか分からない」という意見が出ていた。
- 敷居が高くなく、身近な所で相談できることが求められている。

(2) 仙台市における相談支援に関する社会資源

- 仙台市の障害者相談支援は、各区障害高齢課、各総合支所保健福祉課、障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、北部・南部発達相談支援センター、委託の障害者相談支援事業所等で、障害者ケアマネジメントの考え方に基いて実施している。

- その他、法務局における人権相談や労働局における雇用相談、宮城県運営適正化委員会など、各種の相談機関がそれぞれの権限に基づき、相談支援を実施している。

(3) 障害者の相談支援の実際

- 実際の相談支援においては、初期段階では、差別に関する相談なのか、地域生活支援に関する相談なのか区別が難しい場合がほとんどである。
- 例えば、精神障害者が精神科病院を退院するにあたって、住まいの場の確保、福祉サービスの利用、働く場の確保など本人の生活ニーズを踏まえた相談支援が必要となる。

相談支援を進めていく中で、障害を理由に賃貸契約がなかなかスムーズに行えないとか、雇用場面において障害特性を踏まえた配慮が提供されないとか、差別に該当する状況が現れてくることが少なくない。

- 相談支援においては、改めて差別に関する相談として対応しているわけではないが、これまでも支援や調整等を行ってきた。
- このように、障害者の様々な社会生活に係る課題等の調整は日常的に行われており、法及び条例施行に合わせて、差別の部分を取り切った形での相談支援を実施することは現実的ではないと考えられる。

(4) 先進自治体における相談体制

- 千葉県など県においては、圏域が広範囲であることなどから、圏域ごとの保健福祉事務所等に配置される広域を担当する相談員と、地域を担当する相談員として委嘱された障害者相談員や障害福祉サービス事業所の職員等の、それぞれが連携して対応するという仕組みがほとんどである。
- 一方、さいたま市の場合は、差別に関する相談は既存の相談支援の窓口等で総合的な相談支援体制により対応している。

(5) 相談窓口求められる機能等

- どこに相談したらいいかわかりやすくすることが必要である。
- 既存の相談窓口で差別の相談を受け止められることが必要である。
- 相談窓口は、障害者やその家族だけではなく、障害のない人や事業者なども利用しやすいことが必要である。
- 障害者の人権を尊重する立場であるべきである。
- 差別と感じた障害者と、差別をしたと感じられた側の双方の意見をよく聞き、中立の立場で調整を行うことが、事案の解決には不可欠である。
- 相談・調整には、即時対応、重度化させないことが必要である。
- 解決できないことは、相談を受けたところが解決できるところに確実につなぐ

ことが必要である。

- 障害を理由とする言動であって当該障害者に不快の念を生じさせるものについても相談の対象に位置づけるべきである。
- 事業者等へのグループインタビューでは、障害者と一緒に働く職員が感じる不安や、共同住宅における隣接住民との協調性に関する不安の声も聴かれており、これらに対応することも求められるところである。
- 地域への働きかけや普及啓発の推進等を含めた資源の改善・開発が重要である。
- 相談員にはアセスメント力とコーディネート力が必要である。
- 法や条例の施行後は、これまでより、一層、差別に関する相談に対して適切な対応が求められることから、相談員等への研修の実施をはじめ、相談体制の充実が必要である。
- 相談窓口に関し、条例には、障害者、その家族、事業者等が、市に対して、不当な差別的取扱いや合理的配慮について相談することができる旨等を盛り込むべきであり、具体的実施体制や実施方法、相談員への研修等に関することについては、各種計画等において検討するべきである。

(6) 紛争解決の仕組み

- 日常的な相談支援において解決が図られなかった場合は、紛争解決のため、仲裁機能を有する第三者機関が必要である。これは、多くの先行条例においても規定されており、仙台市においても設置するべきものである。
- 当該機関は、障害者の人権を尊重するべき立場であるべきである。
- 当該機関のメンバーは過半数は障害当事者とするべきという意見もあった。
- 仲裁は双方の言い分を中立的な立場で聴取し、公平な判断をするべきであるが、障害者の人権や障害特性についての見識が必要である。第三者機関はその観点から委員を構成する必要がある、当該構成を条例に盛り込むべきである。
- 第三者機関によるあっせん案等を事業者が受諾等しない場合、勧告、公表という流れを規定する条例が多い。この手続きが事実上のペナルティーであり、仙台市の条例においても差別解消の実効性を担保する仕組みとして検討するべきである。

(7) 他機関との連携や地域におけるネットワークづくり

- 差別事例への対応においては、関係する法令や処分権限等を有する機関等に適切につなぐなど、既存の仕組みと連携することが重要である。
- 人権相談を担当する法務局や、障害者雇用促進法に基づき、障害者と雇用主の調整を担当する労働局など、国や県の関係機関や地域における支援者等とのネットワークづくりが必要である。

7 条例の見直し規定について

- 障害者差別解消法では3年後の見直し規定が明記されている。条例においても法と同様、見直し規定を盛り込むべきであるといった意見があった。

7.8 条例の名称について

- 名称の候補として、「差別禁止」や「差別解消」または「差別をなくす」といった観点に力点が置かれた「差別禁止（解消）条例」などの意見や、条例が目指すべき社会や共生社会の実現といった観点に力点が置かれた「ともに暮らしやすい市の社会づくり実現条例」、「障害のある人もない人も暮らしやすい町」や「権利保障」「権利擁護」が入ったものなどがあげられた。
また、両方の考え方を組み合わせた「差別をなくし共生社会を実現するための条例」といった案もだされたところである。
- コロン・カフェにおいても様々な候補名が話されたが、条例名の考え方として、多少長くても、目指すべき社会に向けてどのような方法でとりくんでいくかが名称に表れていることが重要なのではないかという意見があった。その上で、親しみやすくわかりやすい愛称があるとなお良いとの意見も出されたところである。
- 条例は、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することが分かるような名称にするべきである。

8.9 障害の表記について

- 障害の表記について、「障害」や「しょうがい」など、他の表記とするべきか議論を行ったところ、委員によって様々な意見がだされたが、一致するまでは至らなかった。
- 現在使用している「障害」「障害者」を別の表記とするためには、市民等に対して積極的な理由を示すことが必要であるが、協議会では、理由を確認するまでには至らなかったことを踏まえ、条例においては、「障害」「障害者」を使用することが適当である。

9.10 結び

協議会では、条例のあり方についての諮問を受けた後、コロン・カフェやグループインタビューなど、様々な取り組みを通じて、障害当事者及び家族をはじめ、事業者、障害のない市民の方と意見交換をする機会を持った。

障害当事者及び家族からは、障害に対する偏見や誤解、あるいは障害の特性が理解されていないために、嫌な思いをしたり、配慮が得られず困ったり、参加の機会が得られなかったり、という体験がよせられた。

一方、事業者、市民の方々からは、身近に障害のある人がいなくて何に困っているのかわからない、どのように対応したらいいのか不安、といった声が聞かれた。

障害を理由とする差別をなくすことは、障害者が地域の中で日常生活と社会生活を送る上での大きな課題であり、障害の有無に分け隔てられることなく、「誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることができるまち・仙台」の実現のためには不可欠である。

障害があっても当たり前で生活できる社会を実現するためには、前提として、あらゆる場面で障害当事者の立場に立って考える視点、障害の特性の正しい理解と合理的配慮の推進が、保健福祉に関わる支援者だけではなく、地域社会の基盤になることが必要である。

そのためにも、差別解消を進めていくにあたっては、差別する者と差別される者という形で切り分けて、これを固定化し、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならない。ココロン・カフェ等の中でも、相互理解や、対立ではなく一緒に考えていくことの大切さが繰り返しあげられたところである。

市には、共生社会の実現に向け、障害の特性に関する正しい理解が図られ、お互いの状況を理解しながら合理的配慮が推進される、建設的な対話が行われるような土壌づくりを進める責任がある。

障害を理由とする差別解消の取り組みは、障害者差別にとどまらず、多様性を認める社会づくりにもつながるものである。

条例を作って終わりではなく、市民を巻き込みながら、取り組みを継続していくことにこそ意味がある。

この条例が、様々な人をつなぎ、地域をつなぐ架け橋となることを願う。

第3章 障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方 (中間答申案)

1 前文

仙台市の障害者保健福祉の取り組みを振り返るとともに、障害を理由とする差別の現状や課題を認識し、条例を制定する趣旨を明らかにする。

(盛り込むべき内容)

- 福祉のまちづくりの歴史や障害者保健福祉の取り組み。
- 障害者及び障害を理由とする差別に関するこれまでの経緯や現状。
- 差別が生じている要因や差別解消に必要なこと。
- 市民との協働による条例制定 など。

2 目的

条例の目的は「障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられないことのない共生社会の実現を目指すこと」という趣旨にする。

- 障害を理由とする差別の解消について基本理念を定め、市、事業者及び市民の役割を明らかにすること。
- 障害を理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定め、本市における、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会を実現していくこと。

3 定義

この条例において用いる用語を定義し、共通の理解を持って条例の解釈ができるようにする。

- 「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。
- 「社会的障壁」とは、障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
- 「不当な差別的取扱い」とは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスや各種機会の提供を拒否し又は、制限、障害者以外の人には付けない条件を付けること又は他の者とは異なる取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害する行為。
- 「合理的配慮」とは、障害者が社会的障壁の除去を必要としている場合、当該除去の実施に伴う負担が過重でないときは、性別、年齢及び障害の状況状態に応じて、必要かつ合理的な変更、調整を行うこと。

4 基本理念

障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を実現することを目的として、障害を理由とする差別の解消を推進するため、以下のとおり基本理念を定める。

- 全ての障害者が、障害者以外の人と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が尊重され、それにふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 共生社会の実現に向け、障害者に対する社会的障壁を除去するため、何人も不当な差別的取扱いはしてはならないことと、合理的配慮の提供の拡大が図られること。
- 障害を理由とする差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることから、障害者が地域で安心して暮らし続けていけるよう、全ての市民が障害についての知識及び理解を深める必要があること。
- 障害のある女性が複合的な差別を受けやすいことや障害のある児童に対しては障害及び年齢に適した支援が必要であることなど、性別や年齢、状況等に応じた適切な配慮がなされること。
- 災害時における障害者の安全を確保するため、地域における支援体制の整備が図られること、また、災害発生時には、障害者の状況に応じた適切な支援活動が行われること。

5 市、事業者、市民の責務や役割

共生社会の実現に向けて、市、事業者、市民が果たすべき役割を明らかにするため、以下のとおりの趣旨の責務や役割を定める。

- 「市」は、基本理念に則り、事業者及び市民が障害及び障害者に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消し、障害の有無に関わらず共に安心して暮らすことができる共生社会の実現のための必要な施策を計画的に実施すること。
- 「事業者」は、基本理念に則り、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するとともに、相互理解に向けた対話を行いながら、必要かつ合理的な配慮の提供に努めること。
- 「市民」は、基本理念に則り、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めること。

6 不当な差別的取扱いの禁止等

障害を理由とする差別の解消を推進していくため、禁止される差別に該当する行為を以下のとおり定める。

○ 不当な差別的取扱いの禁止

・市と事業者は、正当な理由なく、次に掲げる不当な差別的取扱いをしてはならない。

(福祉サービスを提供する場合)

・福祉サービスの提供を拒否、制限、又はこれに条件を付けること又は他の者とは異なる取扱いをすること。

・福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障害者の意思に反して、入所施設における生活を強制すること。

(医療を提供する場合)

・医療の提供を拒否、制限、又はこれに条件を付けること又は他の者とは異なる取扱いをすること。

・法令に特別の定めがある場合を除き、障害者が希望しない入院その他の医療を受けることを強制し、又は隔離自由な行動を制限すること。

(商品又はサービスを提供する場合)

・商品又はサービスの提供を拒否、制限、又はこれに条件を付けること又は他の者とは異なる取扱いをすること。

(教育を行う場合)

・障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を提供しないこと。

・障害者又はその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに、就学する学校を決定すること。

(不特定多数の者の利用に供されている建物又は公共交通機関を利用する場合)

・不特定多数の者の利用に供されている建物の管理者がその利用を拒否、制限、又はこれに条件を付けること又は他の者とは異なる取扱いをすること。

・公共交通事業者等が管理する旅客施設及び車両等の利用を拒否、制限、又はこれに条件を付けること又は他の者とは異なる取扱いをすること。

(不動産の取引を行う場合)

・障害者又は障害者と同居する者に対して、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否、制限、又はこれに条件を付けること又は他の者とは異なる取扱いをすること。

(情報を提供する場合)

・障害者に対して情報を提供するときに、これを拒否、制限、又はこれに条件を付けること又は他の者とは異なる取扱いをすること。

(意思表示を受ける場合)

・障害者から意思表示を受けようとする者が、意思表示を受けることを拒否、制限、又はこれに条件を付けること又は他の者とは異なる取扱いをすること。

(その他)

・上記に掲げるもののほか、不当な差別的取扱いと認められる行為。

- 障害者を雇用する場合の不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供の禁止
 - ・障害者を雇用する場合において、次に掲げる不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供にあたる行為をしてはならない。
- (募集又は採用)
 - ・応募・採用を拒否、制限、又はこれに条件を付けること、他の者とは異なる取扱いをすること、又は合理的配慮の提供を拒むこと。
- (賃金、労働時間、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生その他の労働条件)
 - ・不当な差別的取扱い、又は合理的配慮の提供を拒むこと、又は解雇、退職を強いること。

7 合理的配慮の提供

障害を理由とする差別の解消を推進していくため、それぞれの障害者の状況等に応じた合理的配慮が提供されるよう以下のとおり定める。

- (社会的障壁の除去のための合理的配慮)
- 市は、障害者から現に社会的障壁の除去を求められた場合、負担が過重でないときは、性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的配慮を提供しなければならない。
- 事業者は、障害者から現に社会的障壁の除去を求められた場合、負担が過重でないときは、性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的配慮を提供するように努めなければならない。ただし、6の不当な差別的取扱いの禁止等における障害者を雇用する場合を除く。

8 基本的な施策

基本理念を実現するため、基本的な施策を以下のとおり定める。

- 啓発活動及び交流の推進
 - ・市民の基本理念に関する関心と理解を深めるとともに、障害への理解不足から生じる社会的障壁を解消するため、啓発活動及び障害者と障害者以外の人等との交流の機会の提供その他の必要な取り組みを行う。
- 就労支援の充実及び雇用の場の拡大
 - ・障害者の社会参加就労や雇用を促進するため、障害者の就労に関する相談及び支援を行うとともに、事業者に対する障害者の雇用の啓発、障害者が働きやすい環境整備の促進に必要な取り組みを行う。
- 意思疎通の支援の充実
 - ・意思疎通に困難がある障害者に対し、日常生活を営む上で必要なサービス及び情報を提供するとき、または受け取るとき、障害特性に応じた必要な配慮がなされるよう、意思疎通の支援の充実を図る。
- 政策形成過程への参画の推進
 - ・市政に関する政策形成過程における障害者の参画を推進するために、政策の企画、立案等においては、市は、障害者に対する適切な情報提供や障害者からの意見の聴取に努める。
- 障害者保健福祉施策の総合的な推進
 - ・その他、基本理念を実現するため、障害者の自立と社会参加を促進する障害保健福祉施策を総合的に推進する。

9 差別に関する相談等

障害者、その家族、事業者、市民からの障害を理由とする差別に関する相談、紛争解決のための調整機関、関係機関の連携のための仕組みを以下のとおり定める。

(相談)

- 障害者等は、市に対し、差別に関する相談を行うことができる。
- 市は、相談を受けた場合は、事実確認、調整、助言、情報提供等を行う。また、必要に応じて、次に規定する助言又はあっせんの申立ての支援を行う。

(調整機関の設置)

- 市は、障害を理由とした差別に係る紛争の解決を図ることを目的として、紛争解決のための調整機関を設置する。
- 調整機関は、委員 7 人以内で組織する。
- 委員は、障害者及び福祉、医療、教育、雇用その他障害者の権利の擁護について優れた識見を有する者から、市長が任命する。
- 障害者等は、相談の結果、調整が図られない場合、調整機関に対し、解決するために必要な助言又はあっせんの申立てをすることができる。
- 調整機関は、申立てに係る事実について調査を行い、必要があると認めるときは、助言又はあっせんを行う。
- 調整機関は、助言又はあっせんの結果、必要があると認めるときは、市長に対して、必要な措置を講じるよう勧告することを求めることができる。

(勧告・公表)

- 市長は、調整機関が助言又はあっせんを行った場合、差別をしたと認められる者が正当な理由なくその助言等を受諾しなかったときは勧告することができる。また、正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 市長は、公表しようとするときは、当該公表に係る者に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。

(関係機関との連携)

- 市は、障害を理由とする差別の解消を推進するための取り組みを円滑に推進するため、当該相談支援に必要な情報交換や地域における関係機関等との連携を図る。